

福001	項目名	過年度分国県支出金返還金	
予算書項目	過年度分国県支出金返還金	ページ	39
年度	R3	所 属 名 福祉部 地域福祉課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	社会福祉総務費		
(単位：千円)			
補正前額	0		
要求額	187		
総務部長段階査定額	187	その他財源の内訳	
市長段階査定額	187	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	187	
	計	187	
行財政改革課処理欄			
事業の概要 【問合せ先】 指導監査室 0857-30-8205 【11次総の施策体系】 1403 【事業の経過及び背景】 令和2年度に行った改修事業（令和3年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）の事業費確定による国庫補助金の充当残額を返還するもの。 【事業の目的及び効果】 過年度分国支出金を返還することにより、適正な事務執行を図る。 【事業の内容】 介護保険事業費補助金 （令和2年度受入額） (実績額) (返還額) 875,000円 — 688,000円 = 187,000円			

福002	項目名	地域福祉計画策定事業費	
予算書項目	地域福祉計画策定事業費	ページ	39
年度	R3	所 属 名 福祉部 地域福祉課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	社会福祉総務費		
(単位：千円)			
補正前額	822		
要求額	67		
総務部長段階査定額	67	その他財源の内訳	
市長段階査定額	67	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	67	
	計	67	
行財政改革課処理欄			
事業の概要 【問合せ先】 福祉企画係 0857-20-8202 【11次総の施策体系】 1403 【事業の経過及び背景】 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉を推進するための理念や支援方針を示す計画であり、市町村はこの計画の策定に主体的に取組むこととされている。 本市は鳥取市社会福祉協議会と協働して令和元年度から6年間を計画期間とする地域福祉推進計画を策定した。今年度は計画の中間見直しを行っており、19名の外部委員で構成する地域福祉推進委員会において進めている。 【事業の目的及び効果】 地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための理念及び支援方針を定めた本市の「地域福祉計画」の作成、及び進捗管理を行う。 【事業の内容】 地域福祉推進委員会の改選の結果、19名中12名が新たに委員となったことから、中間見直しの議論をより丁寧に行うため開催回数を増やす。 会議の開催数 3回→4回			

福003	項目名	レーク大樹等温泉供給施設管理事業費		
予算書項目	社会福祉施設整備費	ページ	41	所属名
年度	R3	福祉部 地域福祉課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】福祉企画係 0857-30-8202			
款 民生費	【11次総の施策体系】1403			
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 市が保有し維持管理している源泉ポンプ場から、レーク大樹、ウェルネス因幡路へ温泉を配湯している。9月に行った定期点検により故障等が確認されたため、緊急対応が必要となった。			
目 社会福祉総務費	【事業の目的及び効果】 施設の定期点検、修繕等の維持管理を行い、レーク大樹、ウェルネス因幡路へ温泉を安定した配湯する。			
(単位：千円)	【事業の内容】			
補正前額	322	揚泉ポンプ連成計及び送泉ポンプ圧力計取替修繕	13,750円	
要求額	130	送泉ポンプモーターベアリング取替修繕	115,500円	
総務部長段階査定額	130	合計	129,250円	
市長段階査定額	130	その他財源の内訳		
区分	補正額	分担金	0	
財源内訳		負担金	0	
国・県支出金	0	使用料	0	
地方債	0	手数料	0	
その他	0	財産収入	0	
一般財源	130	寄付金	0	
計	130	繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
行財政改革課処理欄				

福004	項目名	地域医療介護総合確保事業補助金		
予算書項目	社会福祉施設整備等補助金	ページ	39	所属名
年度	R3	福祉部 長寿社会課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】管理係 0857-30-8211			
款 民生費	【11次総の施策体系】1201			
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 国は、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、消費税財源を活用して都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置し、介護施設等の整備を進めており、本市においては、第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画期間：令和2～令和5年度）において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護基盤の充実強化を図ることとしている。			
目 社会福祉総務費	【事業の目的及び効果】 鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金（補助率10/10）を活用し、介護サービスの整備を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護基盤の充実強化を図る。			
(単位：千円)	【事業の内容】 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入経費助成 〔介護老人福祉施設〕 420千円×定員80人＝33,600千円			
補正前額	427,251	分担金	0	
要求額	33,600	負担金	0	
総務部長段階査定額	33,600	使用料	0	
市長段階査定額	33,600	手数料	0	
区分	補正額	財産収入	0	
財源内訳		寄付金	0	
国・県支出金	33,600	繰入金	0	
地方債	0	贈収入	0	
その他	0	その他	0	
一般財源	0			
計	33,600			
行財政改革課処理欄				

福005	項目名	社会福祉施設改修事業費		
予算書項目	社会福祉施設整備費	ページ	41	所属名
年度	R3	福祉部 長寿社会課		
会計名	一般会計			
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	43,731			
要求額	1,386			
総務部長段階査定額	1,386	その他財源の内訳		
市長段階査定額	1,386	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	1,386		
	計	1,386		
行財政改革課処理欄				
事業の概要 【問合せ先】管理係 0857-30-8211 【11次総の施策体系】1403 【事業の経過及び背景】 福部砂丘温泉ふれあい会館の調整槽から温泉水と生活排水が水中ポンプの配管を逆流したことにより、浄化槽ばっ気室が水没したため、緊急対応が必要となった。 【事業の目的及び効果】 施設の適正な維持管理を行うことで利用者の安全確保と利用環境の維持・向上を図る。 【事業の内容】 福部砂丘温泉ふれあい会館浄化槽ばっ気室修繕 1,386,000円				

福006	項目名	養護老人ホーム入所事業費																		
予算書項目	養護老人ホーム入所事業費	ページ	41	所属名																
年度	R3	福祉部 長寿社会課																		
会計名	一般会計																			
款	民生費																			
項	社会福祉費																			
目	老人福祉費																			
(単位：千円)																				
補正前額	180,967																			
要求額	25,630																			
総務部長段階査定額	25,630	その他財源の内訳																		
市長段階査定額	25,630	分担金	0																	
		負担金	5,596																	
		使用料	0																	
		手数料	0																	
		財産収入	0																	
		寄付金	0																	
		繰入金	0																	
		贈収入	0																	
		その他	0																	
区分	補正額																			
財源内訳	国・県支出金	0																		
	地方債	0																		
	その他	5,596																		
	一般財源	20,034																		
	計	25,630																		
行財政改革課処理欄																				
事業の概要 【問合せ先】地域包括ケア推進係 0857-30-8213 【11次総の施策体系】1202 【事業の経過及び背景】 老人福祉法第11条に基づき、市町村は経済的理由等で居宅で養護を受けることができない高齢者を養護する義務がある。 【事業の目的及び効果】 在宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者に対して、心身の状況、環境等を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を行う。 【事業の内容】 概ね65歳以上で環境上及び経済的な理由により居宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する経費のうち母来寮（湯梨浜町）について、当初20人分を予算計上していたが、既に27人の入所措置をしており、今後も入所予定が見込まれることから増額補正を行うもの。併せて、かんなび園入所者1名が10月に退所し、今後入所者の見込みがないため減額補正を行う。																				
<table border="0"> <tr> <td></td> <td>[決算見込額]</td> <td>[予算額]</td> <td>[補正額]</td> </tr> <tr> <td>母来寮</td> <td>47,324千円</td> <td>— 20,720千円</td> <td>= 26,604千円</td> </tr> <tr> <td>かんなび園</td> <td>1,298千円</td> <td>— 2,272千円</td> <td>= △ 974千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48,622千円</td> <td>— 22,992千円</td> <td>= 25,630千円</td> </tr> </table> <p>※その他財源の負担金は、養護老人ホーム入所負担金</p>						[決算見込額]	[予算額]	[補正額]	母来寮	47,324千円	— 20,720千円	= 26,604千円	かんなび園	1,298千円	— 2,272千円	= △ 974千円	計	48,622千円	— 22,992千円	= 25,630千円
	[決算見込額]	[予算額]	[補正額]																	
母来寮	47,324千円	— 20,720千円	= 26,604千円																	
かんなび園	1,298千円	— 2,272千円	= △ 974千円																	
計	48,622千円	— 22,992千円	= 25,630千円																	

福007	項目名	過年度分国県支出金等返還金	
予算書項目	過年度分国県支出金等返還金	ページ	41
年度	R3	所 属 名 福祉部 長寿社会課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	老人福祉費		
(単位：千円)			
補正前額	0		
要求額	3,365		
総務部長段階査定額	3,365	その他財源の内訳	
市長段階査定額	3,365	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	3,365	
	計	3,365	
行財政改革課処理欄			
事業の概要 【問合せ先】介護保険係 0857-30-8212 【11次総の施策体系】1302 【事業の経過及び背景】 令和2年度補助金の精算を行うもの。 【事業の目的及び効果】 令和2年度介護保険事業費補助金及び鳥取県介護保険事業補助金について、補助事業者の事業実績額の減額に伴う返納金を返還するもの。 【事業の内容】 介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業） （令和2年度受入額）（実績額）（返還額） 2,646,000円 — 0円 = 2,646,000円 鳥取県介護保険事業費補助金（社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業） （令和2年度受入額）（実績額）（返還額） 5,456,000円 — 4,737,000円 = 719,000円			

福008	項目名	湯谷荘管理費	
予算書項目	管理運営委託費等	ページ	43
年度	R3	所 属 名 福祉部 長寿社会課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	湯谷荘管理費		
(単位：千円)			
補正前額	7,110		
要求額	1,735		
総務部長段階査定額	1,735	その他財源の内訳	
市長段階査定額	1,735	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	1,075	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	660	
	計	1,735	
行財政改革課処理欄			
事業の概要 【問合せ先】管理係 0857-30-8211 【11次総の施策体系】1301 【事業の経過及び背景】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け指定管理施設は料金収入等が減少しているものの、市民生活の維持・地域経済への影響を考慮し、円滑な施設の維持管理の継続が求められている。 【事業の目的及び効果】 料金収入等の減少により必要となる施設維持管理費相当分を支援することで、指定管理施設における維持管理体制の持続化と円滑な管理を図る。 【事業の内容】 指定管理施設において、新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い必要となった施設維持管理相当分を支援する。（4月1日～9月30日） 支援内容 委託料 1,735千円 （支出 7,297千円 — 収入 5,562千円） ※内訳 （収入）指定管理料 3,318千円、利用料収入等 2,244千円 （支出）人件費 3,633千円 維持管理費（委託料）456千円、（光熱水費）3,174千円 その他 34千円			

福009	項目名	訪問入浴サービス事業費															
予算書項目	地域生活支援事業費	ページ	43														
年度	R3	所 属 名															
		福祉部 障がい福祉課															
会計名	一般会計																
款	民生費																
項	社会福祉費																
目	障害者自立支援事業費																
(単位：千円)																	
補正前額	3,499																
要求額	1,057																
総務部長段階査定額	1,057																
市長段階査定額	1,057																
区 分	補正額																
財源内訳	国・県支出金	792															
	地方債	0															
	その他	0															
	一般財源	265															
	計	1,057															
行財政改革課処理欄																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事業の概要</th> </tr> <tr> <td colspan="2">【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【11次総の施策体系】1203</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する地域生活支援事業として行っている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の目的及び効果】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、福祉の増進を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の内容】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する事業の利用者・利用回数の増加による増額。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶助費：4,556千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)</td> </tr> </table>				事業の概要		【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218		【11次総の施策体系】1203		【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する地域生活支援事業として行っている。		【事業の目的及び効果】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、福祉の増進を図る。		【事業の内容】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する事業の利用者・利用回数の増加による増額。		扶助費：4,556千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)	
事業の概要																	
【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218																	
【11次総の施策体系】1203																	
【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する地域生活支援事業として行っている。																	
【事業の目的及び効果】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、福祉の増進を図る。																	
【事業の内容】 重度の身体障がいのある人の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する事業の利用者・利用回数の増加による増額。																	
扶助費：4,556千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)																	

福010	項目名	日中一時支援事業費															
予算書項目	地域生活支援事業費	ページ	43														
年度	R3	所 属 名															
		福祉部 障がい福祉課															
会計名	一般会計																
款	民生費																
項	社会福祉費																
目	障害者自立支援事業費																
(単位：千円)																	
補正前額	9,235																
要求額	2,518																
総務部長段階査定額	2,518																
市長段階査定額	2,518																
区 分	補正額																
財源内訳	国・県支出金	1,888															
	地方債	0															
	その他	0															
	一般財源	630															
	計	2,518															
行財政改革課処理欄																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事業の概要</th> </tr> <tr> <td colspan="2">【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【11次総の施策体系】1203</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法の施行に伴い、国が行っていたレスパイト事業が市町村が実施する地域生活支援事業に移行された。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の目的及び効果】 障がい者等を介護する家族の休息（レスパイト）や保護者の就労を支援するため、地域に於いて障がい児等が快適に過ごせる預かり体制を整備することで、障がいのある人やその家族の日常生活及び社会生活の支援をし、もって障がい者福祉の増進を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【事業の内容】 障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりを行う事業の利用者の増加に伴う増額。 ○対象者 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者 ○事業内容 日中一時預かり（宿泊を伴わない一時預かり） 送迎サービス、入浴サービス ○利用者負担 1割</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶助費：11,753千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)</td> </tr> </table>				事業の概要		【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218		【11次総の施策体系】1203		【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法の施行に伴い、国が行っていたレスパイト事業が市町村が実施する地域生活支援事業に移行された。		【事業の目的及び効果】 障がい者等を介護する家族の休息（レスパイト）や保護者の就労を支援するため、地域に於いて障がい児等が快適に過ごせる預かり体制を整備することで、障がいのある人やその家族の日常生活及び社会生活の支援をし、もって障がい者福祉の増進を図る。		【事業の内容】 障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりを行う事業の利用者の増加に伴う増額。 ○対象者 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者 ○事業内容 日中一時預かり（宿泊を伴わない一時預かり） 送迎サービス、入浴サービス ○利用者負担 1割		扶助費：11,753千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)	
事業の概要																	
【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8218																	
【11次総の施策体系】1203																	
【事業の経過及び背景】 障害者総合支援法の施行に伴い、国が行っていたレスパイト事業が市町村が実施する地域生活支援事業に移行された。																	
【事業の目的及び効果】 障がい者等を介護する家族の休息（レスパイト）や保護者の就労を支援するため、地域に於いて障がい児等が快適に過ごせる預かり体制を整備することで、障がいのある人やその家族の日常生活及び社会生活の支援をし、もって障がい者福祉の増進を図る。																	
【事業の内容】 障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりを行う事業の利用者の増加に伴う増額。 ○対象者 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者 ○事業内容 日中一時預かり（宿泊を伴わない一時預かり） 送迎サービス、入浴サービス ○利用者負担 1割																	
扶助費：11,753千円 (財源：国1/2、県1/4、市1/4)																	

福O11	項目名	国民健康保険団体連合会負担金(障がい児対象分)		
予算書項目	障害児通所給付等事業費	ページ	45	所 属 名
年度	R3	福祉部 障がい福祉課		
会計名	一般会計			
款	民生費			
項	児童福祉費			
目	児童福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	618,180			
要求額	140,105			
総務部長段階査定額	140,105	その他財源の内訳		
市長段階査定額	140,105	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	104,905		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	35,200		
	計	140,105		
行財政改革課処理欄				
事業の概要				
【問合せ先】 自立支援係 0857-30-8217				
【11次総の施策体系】 1203				
【事業の経過及び背景】 障害福祉サービス費等の精算は、電子請求システムの導入により、平成19年10月から鳥取県国民健康保険団体連合会経由での精算方式となり、負担金で支出している。				
【事業の目的及び効果】 障がいのある児童を支援し、もって障がい者福祉の増進を図る。				
【事業の内容】 障害児通所給付費等として、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費などを支給する事業のサービス利用の増加による増額。 【負担金の財源】 国負担金：1/2、県負担金：1/4				
令和元年度決算額 手数料：1,764千円、負担金：588,012千円 令和2年度決算額 手数料：1,885千円、負担金：626,624千円 令和3年度決算額（見込） 手数料：2,102千円、負担金：756,183千円				

福O12	項目名	肢体不自由児通所医療費		
予算書項目	肢体不自由児通所医療費	ページ	45	所 属 名
年度	R3	福祉部 障がい福祉課		
会計名	一般会計			
款	民生費			
項	児童福祉費			
目	児童福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	46			
要求額	201			
総務部長段階査定額	201	その他財源の内訳		
市長段階査定額	201	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	150		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	51		
	計	201		
行財政改革課処理欄				
事業の概要				
【問合せ先】 自立支援係 0857-30-8217				
【11次総の施策体系】 1203				
【事業の経過及び背景】 平成24年度より障がい児通所支援事業（児童福祉法）の実施主体が県から市へ移管されたことにより、障がい児通所支援事業の一つである「医療型児童発達支援」に関連する肢体不自由児通所医療費の給付についても市が実施することとなった。				
【事業の目的及び効果】 障がいのある児童を支援し、もって障がい者福祉の増進を図る。				
【事業の内容】 医療と療育を必要とする障がい児対象の「医療型児童発達支援（鳥取療育園等）」における肢体不自由児通所医療費の給付を行う事業の医療行為が必要な肢体不自由児の通所医療費の増額。 【扶助費の財源】 国負担金：1/2、県負担金：1/4				
令和元年度決算額 手数料：4千円、負担金：63千円 令和2年度決算額 手数料：4千円、負担金：48千円 令和3年度決算額（見込） 手数料：4千円、負担金：243千円				

福013	項目名	未熟児養育医療助成費
------	-----	------------

予算書項目	未熟児養育医療助成費	ページ	51
-------	------------	-----	----

所 属 名
福祉部 保険年金課

年度	R3
----	----

会計名	
一般会計	
款	衛生費
項	保健衛生費
目	母子保健費

(単位：千円)

補正前額	7,392
------	-------

要求額	19,232
-----	--------

総務部長段階査定額	19,232
-----------	--------

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	985
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

市長段階査定額	19,232
---------	--------

区 分	補正額
財源内訳	
国・県支出金	13,686
地方債	0
その他	985
一般財源	4,561
計	19,232

行財政改革課処理欄

事業の概要
<p>【問合せ先】 医療助成係 0857-30-8223</p> <p>【11次総の施策体系】 1101</p> <p>【事業の経過及び背景】 養育のため病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行う目的で創設され、平成25年度より市町村へ事務移行がなされた。</p> <p>【事業の目的及び効果】 未熟児が医療保険等で医療給付を受けた場合に、自己負担部分を助成し、健康の保持と生活の安定を図る。</p> <p>【事業の内容】 未熟児養育医療助成費の増が見込まれるため、増額補正を行うもの。 ○対象者 出生時体重が2,000g以下または生命力が弱い症状を示す未熟児 ○内 容 保険対象医療費の自己負担部分を助成。ただし乳児の扶養義務者の所得に応じて一部負担金あり。</p> <p>※その他財源の負担金は、未熟児養育医療費受給者負担金</p>